

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。
- また、上記陳述書の「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。
- 上記陳述書（☐にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 4 日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 25 日から 令和 7 年 8 月 1 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 5 日 午前 10 時 00 分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 25 日 午前 9 時 50 分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 6 日から 令和 7 年 8 月 13 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 4 日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2,660,000 2,128,000	一括	532,000	42,654	10,702
1	1,010,000				
2	1,650,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 旭川市忠和二条四丁目
地 番 7番1532
地 目 宅地
地 積 233.57平方メートル
- 2 所 在 旭川市忠和二条四丁目 7番地1532
家屋 番号 7番1532
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 89.84平方メートル
2階 43.74平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 6月 2日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。

（このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。）

物 件 目 録

- 1 所 在 旭川市忠和二条四丁目
地 番 7 番 1 5 3 2
地 目 宅地
地 積 2 3 3. 5 7 平方メートル
- 2 所 在 旭川市忠和二条四丁目 7 番地 1 5 3 2
家屋 番号 7 番 1 5 3 2
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 8 9. 8 4 平方メートル
2 階 4 3. 7 4 平方メートル



令和7年(ケ)第9号
令和7年4月21日受理
令和7年5月9日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 古 杉 憲 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 旭川市忠和二条四丁目
地 番 7番1532
地 目 宅地
地 積 233.57平方メートル
- 2 所 在 旭川市忠和二条四丁目 7番地1532
家屋 番号 7番1532
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 89.84平方メートル
2階 43.74平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	旭川市忠和2条4丁目6番5号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 地積図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

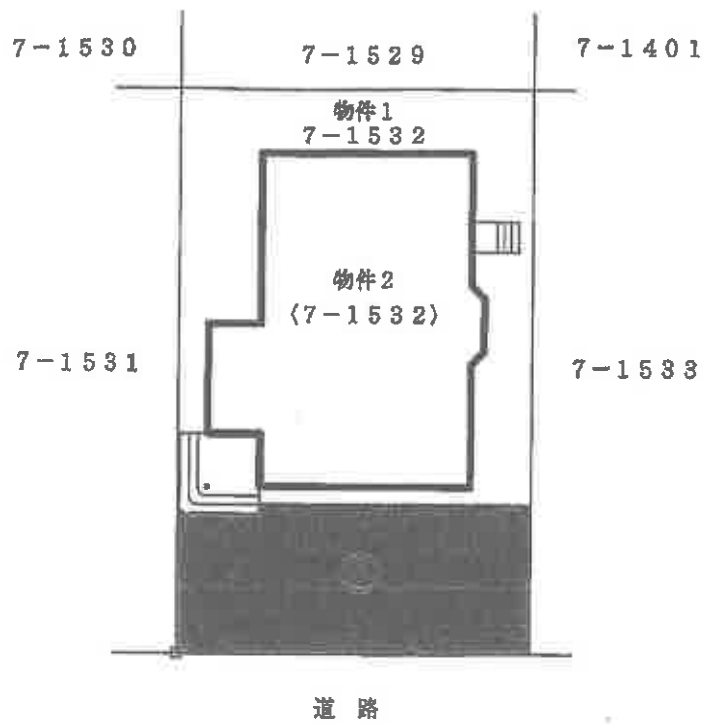
その他の事項

- 1 本件土地は、略南西角に境界標が確認できたため、同境界標を基点にして実地において概測を行い特定を図ったところ、ほぼ公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件土地は、本件建物の敷地として利用されている。
- 3 本件土地は、略南西側で接面する市道とほぼ等高な平坦地である。
- 4 本件建物では小型犬2匹が飼育されていた。
- 5 本件建物には次のとおり損傷等が見られた。
 - (1) 外壁面の各所に損傷
 - (2) 軒裏ボードの損傷、劣化
 - (3) 1階居間の床に複数の染み跡
 - (4) 1階居間の天井に雨漏り跡及び天井クロスの剥離
 - (5) 1階台所の床板の損傷
 - (6) 1階洋室1の天井部分の水漏れ跡、同室のドアの損傷
 - (7) 階段付近の壁の凹み穴
 - (8) 2階洋室3の略南西側の窓下の壁部分の凹み穴
- 6 本件建物の2階洋室3の略南西側にバルコニー（約17.01平方メートル）があるが、その構造上、本件建物の床面積には算入していない。なお、バルコニーの床板は全て撤去されており、手摺及び床枠のみとなっている。
- 7 1階洗面所に設置されているボイラーは本件建物が空き家になってからは稼働されておらず、現在も稼働するかは不明である。
- 8 本件建物には、上記のとおり損傷等が存在するほか、全体として経年相当以上の損傷、損耗、汚れ劣化が見られた。
- 9 上記のほかは「関係人の陳述等」のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 隣人と本件土地の境界に関するトラブルはありません。 2 本件建物では小型犬を2匹飼っていました。1階居間の床の染みや1階洋室1のドアの傷は、上記犬らによる尿染みや、引っかき傷になります。 3 1階居間と1階トイレの壁紙は、七、八年前に張り替えました。1階居間の天井の補修跡は雨漏りが生じたので補修したものです。屋根の雨漏りしている部分には今もブルーシートを敷いて覆っています。外壁は正面部分のみ張り替えています。 4 1階洋室1の天井にも補修跡がありますが、これは雨漏りではなく水道管が破裂して水漏れが生じたことによるものです。 5 昨年の2月まで居住していたので、1階洗面所にあるボイラーは同時期まで使用していました。過去に2回更新しており、設置しているのは3台目ですが退去後は稼働させていません。本件建物はセントラルヒーティングですが、経年からか温水がうまく循環せず、業者に見てもらいましたが修理は難しいようです。 6 2階のバルコニーには簀の子状の床板を七、八枚敷いていましたが、今は撤去しています。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月21日 (月) 14:45-15:15	物件所在地	土地調査、写真撮影、関係人不在
7年4月22日 (火) 11:45-11:55	執行官室	所有者と調査期日打ち合わせ (電話)
7年4月22日 (火) 13:55-14:05	旭川市役所	税務資料 (間取図交付申請)
7年4月23日 (水) 11:55-12:05	旭川市役所	税務資料 (間取図受領)
7年4月30日 (水) 9:30-10:40	物件所在地	立入調査、写真撮影、所有者立会
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、当職があらかじめ所有者から借りていた鍵で解錠して建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

土地建物位置関係図

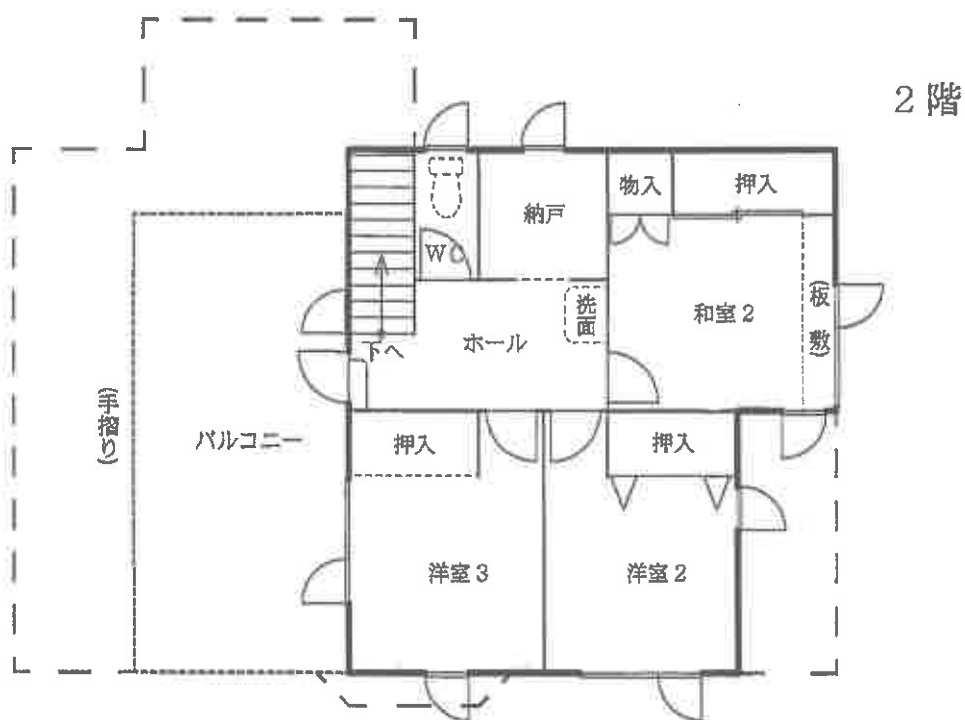
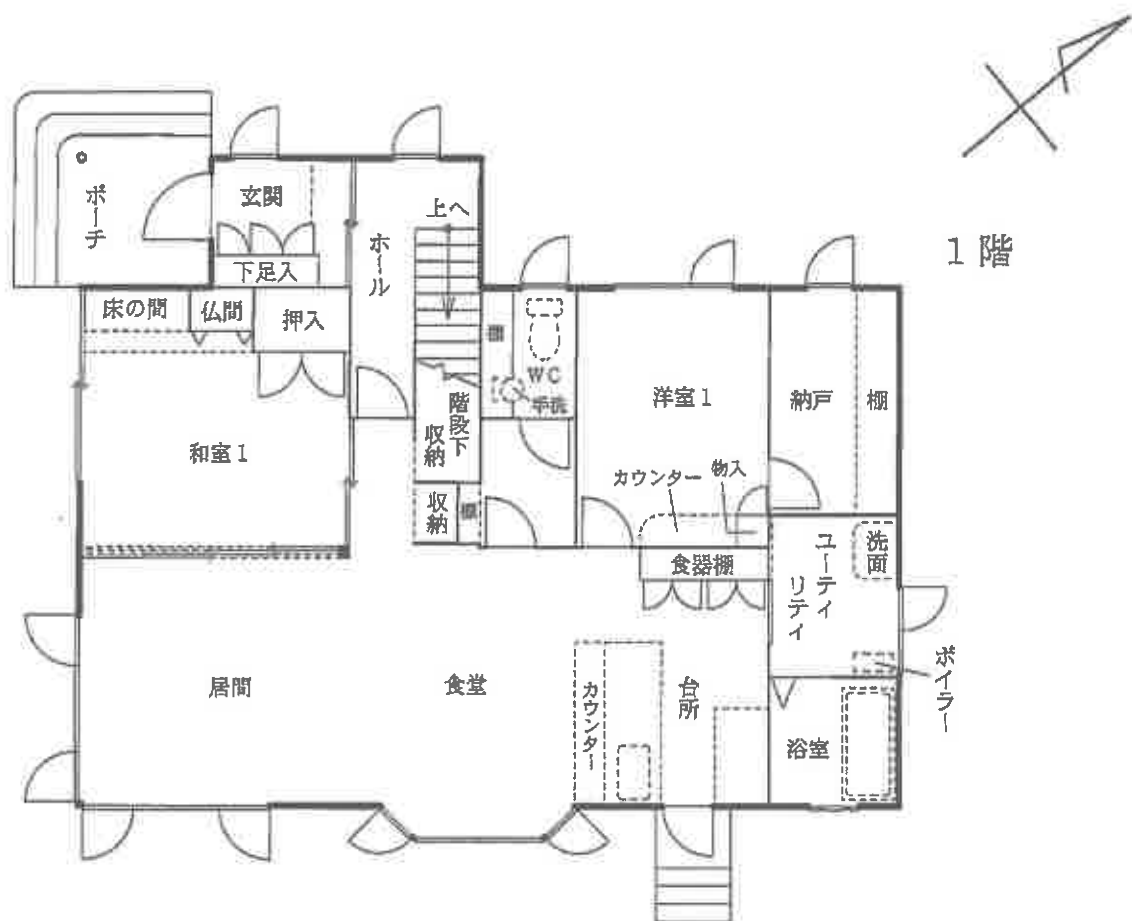


□ : 境界石(標)

■ : アスファルト舗装部分

S ≒ 1 : 250

建物間取図（間取略図）



1



本件建物の外観、本件土地の形状

2



本件建物の外観、本件土地の形状

3



本件建物の外壁の損傷状況

4



本件建物の軒裏ボードの損傷状況

5



1 階居間

6



1 階台所

7



1 階洗面所

8



1 階浴室

9



1 階和室 1

10



1 階洋室 1

11



1 階洋室 1 奥のクローゼット

12



2 階和室 2

13



2階洋室2

14



2階洋室3

(14 枚目)

15



2階バルコニー

16



2階バルコニー先の屋根（1階居間の上）の雨漏り部分

（ 15 枚目）

17



1 階居間の天井の雨漏り跡

18



1 階居間の天井クロスの剥離

19



1 階台所の床の損傷

20



1 階洋室 1 の天井の水漏れ跡

21



1 階洋室 1 のドアの損傷

22



階段付近の壁の凹み穴

23



2階洋室3の略南西側窓下の凹み穴

24



1階居間の床の染み



玄関ポーチの損傷

令和 7 年 (ケ) 第 9 号
令和 7 年 4 月 3 0 日 現 地 調 査
令和 7 年 5 月 1 5 日 評 価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
木 下 俊 明

第1 評価額

一括価格	
金2,660,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,010,000円
物件2（建物）	金1,650,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	旭川市忠和二条四丁目 7 番 1 5 3 2 宅 地 2 3 3 . 5 7 m ²	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	旭川市忠和二条四丁目 7 番地 1 5 3 2 7 番 1 5 3 2 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 8 9 . 8 4 m ² 2 階 4 3 . 7 4 m ²	
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	J R 函館本線「旭川」駅のほぼ北西方道路距離にして約4.9kmに位置する(別添位置図参照)。	
付近の状況	付近は、道道(旭川環状線)の北東側背後の生活道路沿いにあたり、中規模一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建ぺい率	40%
	容積率	60%
	防火規制	なし
	その他の規制・建築物の高さの限度 10m	
画地条件 (形状等)	間口約12.1m、奥行約19.3mの長方形形状の中間画地	
接面道路	ほぼ南西側・・・認定幅員15mの舗装市道 (建築基準法第42条第1項第1号)	
土地の利用状況 及び隣地の状況等	・本件建物(物件2)の敷地となっている。 ・概略配置図の通り、本件建物から市道までの部分は駐車場(アスファルト舗装)となっている。 ・市道路面とは、駐車場部分では概ね等高に接している。 ・上記詳細及びその他は、現況調査報告書記載のとおり。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり	
特記事項	1 物件の確認は、主に公図等に基づく目測・歩測に依り把握したものである。境界標1カ所を確認し、その概略の状況を把握したが、本件土地の境界及び範囲等の詳細な位置関係等の確定には測量を要するものと見られる。 2 本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないとのことである(北海道教育委員会公表資料による)。 3 本件土地については、現地調査及び過去の航空写真等による調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成5年10月18日 新築 経過年数 31年 経済的残存耐用年数 4年	
仕 様	構 造	木 造
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板葺
	外 壁	サイディング
	内 壁	ビニールクロス張り等
	天 井	ビニールクロス張り等
	床	フローリング、タタミ、ビニールシート等
	設 備	電気、水道、バス、トイレ、ボイラー、エアコン等
	その他	バルコニー（約17.01㎡、手摺及び床枠のみ）
床面積（現況）	登記記載のとおり	
現況用途等	階 層：2 階 現況用途：居 宅 間取り：5LDKほか [建物間取図（間取略図）のとおり]	
品 等	・総 合：普 通 ・使用資材：普 通 ・施 工：普 通	
保守管理の状態	・外壁面各所に損傷、腐食、劣化が見られた。 ・軒裏ボードに損傷、腐食、劣化が見られた。 ・室内でペットを飼育していた模様と見られた。 ・床、壁、建具等に損傷、劣化等が多数見受けられた。 ・居間の天井に雨漏り跡が見られた。 ・設備機器類の正常な作動については確認していない。 ・上記詳細及びその他は、現況調査報告書記載のとおり。 ・上記以外についても、外観上、経年相応以上の損傷、損耗、汚れ、劣化の状況にあるものと見られ、保守管理の状況は不良と判断した。	
建物の利用状況	現況調査報告書参照	
特 記 事 項	1 本件建物は、建築確認申請がなされ、完了検査済証の交付を受けているとのこと（以上市担当課照会による）。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を、次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	17,000	1.04	233.57	0.60	2,478,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地等との規準並びに類似地域所在の取引事例価格と比準した価格(比準価格)及び売り物件の価格等を考量のうえ、標準画地価格を上記の通り査定した。

イ 個別格差：方位(南西向)＋4％(1.04)

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価補正率：－40％(0.60)

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	220,000	133.58	0.06	1,763,000

ウ 現価率

- ・ 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。
〔経済的全耐用年数35年、経過年数31年、経済的残存耐用年数4年、観察減価(機能的及び経済的減価)60％、残価率3％として〕
- ・ 現価率＝〔残価率3％＋(1－0.03)×(経済的残存耐用年数4年／経済的全耐用年数35年)〕×(1－観察減価0.60)＝0.06

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷ウ
1	2,478,000	0.35	法定地上権	867,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ (千円以下切り捨て)
1	2,478,000	— 867,000		0.90	0.70	—	1,010,000
2	1,763,000	867,000	—	0.90	0.70	—	1,650,000
一括価格(合計)							2,660,000

ウ 占有減価修正：特にない

エ 市場性修正：受命物件の個別的要因及び現況(築約31年を経過し、要補修箇所が見られること等)並びにこの種中古住宅の需給動向(当該地区では売地売家が多く、需要が弱い)等を考慮の上、市場性修正率として90%を乗じた。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価公示地価格〔旭川－25〕

所 在 : 旭川市忠和3条5丁目7番2048「忠和3条5-5-7」
価 格 : 17,700円/㎡
位 置 : JR函館本線「旭川」駅のほぼ北西方道路距離約4.3kmに
位置する
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 190㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 道 路 : 南西側10m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域（建蔽率40%、容積率60%）
地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって
参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であ
り、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 地図に準ずる図面写し
- 3 土地所在図・地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 概略配置図
- 6 建物間取図(間取略図)

以 上

位置図

23丁目

近文町

旭川南島生協
クラウンド テニスコ

JR西館本郷

忠和1条

対象不動産

忠和1条

忠和2条

忠和3条

旭川-25

旭川市旭川駅西口駅前地区第一種市街地再開発事業

忠和5条

忠和6条

忠和7条

忠和8条

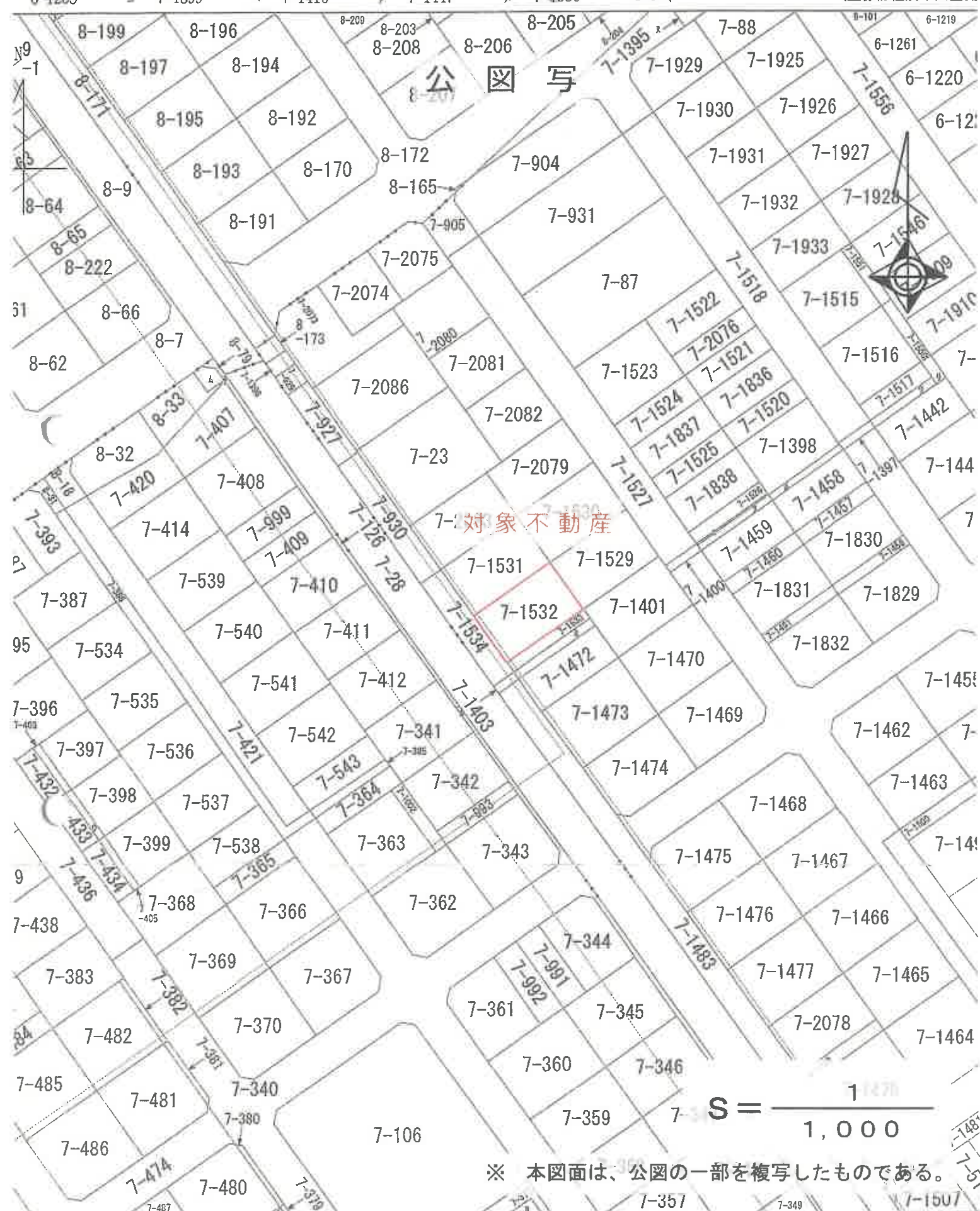
忠和9条

南が丘
旭川市立南が丘小学校

S= $\frac{1}{10,000}$

6-1075 6-1205 ハ 6-1070 7-1399 ホ 7-1402 7-1416 ト 7-1437 7-1447 リ 7-1549 7-1556 ル 7-1827 つづく

(座標値種別：図上測)



(座標値種別：図上測定)

この図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区
域
B
D

登記年月日：昭和47年5月10日

00911747

地番	7-87	-	旭川市神居町忠和 2条4丁目
土地の所在			

公図写

7-87



対象不動産

土地積測量図

7-87 7-88、7-1328、7-1407
7-1515 ~ 7-1578、
7-1520 ~ 7-1527、
7-1529 ~ 7-1534

作製年	昭和47年
作製月	5月
作製日	10日
申請人	

⑦ 7-87	36.363	×	18.771	=	682.58987
⑧ 1511	15.727	×	2.446	=	38.74824
⑨ 1512	15.727	×	14.545	=	228.74921
⑩ 1513	15.727	×	14.545	=	228.74921
⑪ 1514	15.727	×	14.545	=	228.74921
⑫ 1515	15.727	×	14.545	=	228.74921
⑬ 1516	15.727	×	3.979	=	61.83411
⑭ 1517	15.727	×	79.090	=	632.72000
⑮ 1518	8.000	×	3.711	=	67.46969
⑯ 1519	18.181	×	13.636	=	247.91611
⑰ 1520	18.181	×	13.636	=	247.91611
⑱ 1521	18.181	×	13.636	=	247.91611
⑲ 1522	18.181	×	13.636	=	247.91611
⑳ 1523	18.182	×	13.636	=	247.92975
㉑ 1524	18.182	×	13.636	=	247.92975
㉒ 1525	18.182	×	13.636	=	247.92975
㉓ 1526	18.182	×	3.711	=	67.47340
㉔ 1527	8.000	×	79.090	=	632.72000
㉕ 1528	19.318	×	2.363	=	45.64843
㉖ 1529	19.318	×	12.091	=	233.57393
㉗ 1530	19.318	×	12.000	=	231.81600
㉘ 1531	19.318	×	12.000	=	231.81600
㉙ 1532	19.318	×	12.091	=	233.57393
㉚ 1533	19.318	×	2.363	=	45.64843
㉛ 1534	5.072	×	26.454	=	134.70376

合計 5971.11942

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/1000

※原図を70%に縮小

067531

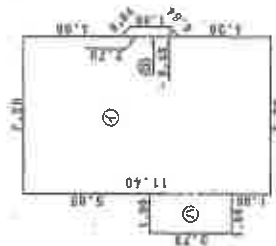
建物図面
各階平面図

家屋番号
7-1532

建物の所在
旭川市昭和2条4丁目7番地1532

公図写

1階

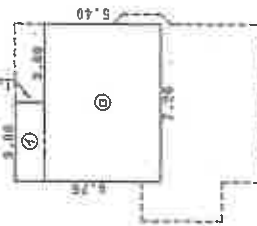


求積表

①	(2.70 + 7.20) × 11.40	÷ 2 =	82.0800
②	1.80 × 0.35	÷ 2 =	1.01250
③	1.80 × 3.75	=	6.7500
計			89.84250

延面積 89.84㎡

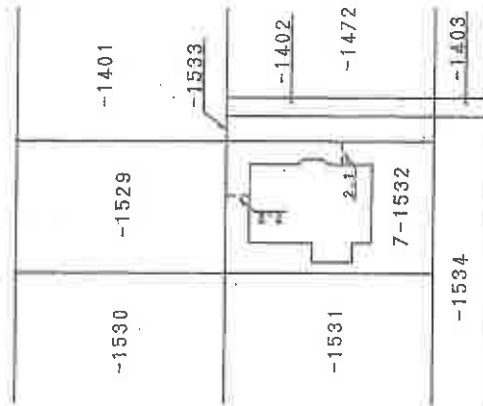
2階



求積表

①	3.60 × 1.35	=	4.8600
②	7.20 × 5.40	=	38.8800
計			43.7400

延面積 43.74㎡



作製者

日作製

縮尺 1/250

申請人

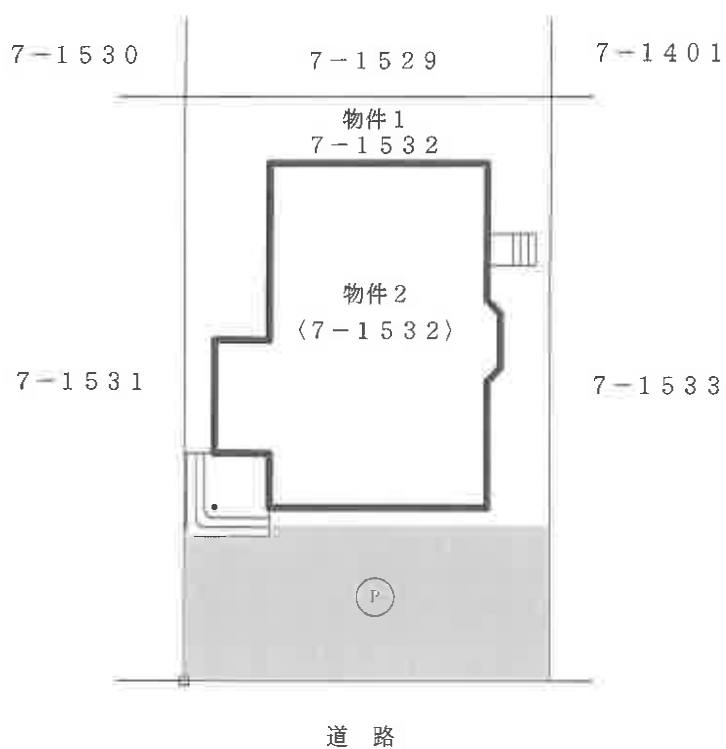
縮尺 1/500

(旭川土地家屋調査士会統一用紙)

92-B No 02678

※原図を70%に縮小

概略配置図



□ : 境界石(標)

■ : アスファルト舗装部分

S ≒ 1 : 250

建物間取図（間取略図）

